# 「若者制度」の誕生

## ―― 地方改良運動期以降における政府青年団（体）施策と「若者組＝教育機関」説の成立 ――

宮　前　耕　史※

# The birth of "Wakamono-Seido"

## ―― the policy toward young men's association after the period of Districts-Reorganization-Movement and the creation of "Wakamono-gumi = educational institution" theory ――

Yasufumi MIYAMAE

明治中後期頃まで，批判の対象として存在していた若者組は，今日までの間に，前近代的な村落社会における「教育機関」であったと考えられるようになっている（「若者組＝教育機関」説）。若者組に関するこうした理解の仕方は，田澤義鋪により「捏造」された，「若者組＝青年団の母胎」論を所与の前提とすることにより，『若者制度の研究』（昭和11年）において成立した。一方，地方改良運動期以降，政府官僚は，青年団（体）の軍国主義・天皇制教育のための道徳・思想教育機関としての位置づけを明らかにしてきたが，「若者組＝青年団の母胎」論と「若者組＝教育機関」説とは，こうした政府官僚による青年団（体）に対する位置づけを「伝統」という国家主義的価値により権威づけ，正当化してゆくものであった。こうした過程において「若者制度」という概念が登場するが，それは，批判の対象としての若者組を「伝統」へと昇華してゆく「政治用語」であったと考えられる。「若者組＝教育機関」説とは，「政治用語」としての「若者制度」の誕生と軌を一に成立した，政治的な言説なのである。

## はじめに

本稿タイトルに見る「若者制度」とは，民俗学研究に由来するところの，広い意味での「若者組」とほぼ同義であって，若い衆・若連中・若者中・若勢・若者契約・二歳中などと呼称され，日本の前近代的村落社会に，組織・活動等に多様

※筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科研究生

性と地方差を孕みながらも広汎に存在していた男子青年集団を意味するものである[1]。

ところで，これら若者組については，日本の前近代的村落社会における「教育機関」であったというイメージが，今日までの間に形成されて，一般に流通している。こうしたイメージの形成・流通過程には，様々の立場からの，様々な論者による，独自のそして（より重要なことには）相互参照的な研究の蓄積があったと考えられるが[2]，たとえばそうしたイメージの存在を日本近代教育の正史たる『日本近代教育百年史』に見ると〔国立教育研究所編　1974，p.49〕，第7巻（社会教育1）の序章「前史—幕藩体制下の庶民教化」の第2節「社会教化の対象と施設および組織」，その第2項において「若者のための施設と組織」として「若者組」について触れている。ここでは「若者組の事業」として「社交・娯楽に関するもの」（祝儀・不祝儀の際の手伝い，祭礼行事の執行，相撲・村芝居・盆踊り等の世話や出演），「警備や公共労働に関するもの」（夜警，盗賊・騒擾の取締り，公儀人足，橋・堤防の普請，漁村では難破船の救助など）を挙げながら，「このようにして若者は，社会人として仕上げられていったのであった」と述べられている。

しかしながら，若者組は，近世後期においては既存の村落共同体秩序を動揺・破綻させるものとして〔古川　1986〕，明治初期においては「啓蒙的専制主義」の立場から〔安丸　1986〕，明治中・後期においては小学教育を阻害・破壊する村落共同体秩序として〔宮地　1973〕，為政者（幕藩権力・明治政府・府県等）により度々禁止・解散が命じられ，民間知識人によっても悪習・弊風として批判の対象とされるものであったのである。

このような，若者組が批判の対象として存在していたという実態・事実と，現在一般に流通している，「教育機関」としての若者組というイメージとの間には，それをとらえる視角において，全く異質・正反対のものがある。

本稿では，上記のような「教育機関」としての若者組のイメージ（これを本稿では仮に「若者組＝教育機関」説と呼ぶ）の形成・流通過程を解明する一環として，そのようなイメージが，地方改良運動期以降における，天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関という政府官僚による青年団（体）に対する位置づけが権威づけられ，正当化されてゆく過程において，若者組が青年団（体）の「前身」「母胎」と位置づけられることにより（これを本稿では仮に「若者組＝青年団の母胎」論と呼ぶ），成立したものであることを明らかにする。

まず次節においては，地方改良運動を契機として，青年団（体）が政府官僚により天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として位置づけられてゆく過程について，大正４年の内務省・文部省による訓令・通牒に注目しつつ，概略する。

## １．地方改良運動期以降における青年団（体）施策と青年団（体）の「修養機関」規定

日露戦争後においては，後に地方改良運動と呼ばれることとなる官製民間運動が展開された。ここでは，日本が帝国主義列強と世界を舞台に伍してゆくために，国家財政の強化・国富の増強などが課題とされたが，それと同時に，こうした課題の達成に向け，国民を統合し，それに対する積極的な参画を促してゆくことが課題とされた。明治41年10月には，これら諸課題を達成するための精神的支柱として戊申詔書が渙発されたが，ここで国民統合の核としてより前面に押し出されることとなったのが，天皇制である。ここに，天皇制を核として，より強固な国家意識を植え付けてゆくための教育の問題—具体的には小学校教育の強化と小学校卒業後の青少年層に対する社会教育の問題が浮上した。そして後者について，天皇制教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として政府官僚により注目されたのが，「青年団（体）」である[3]。

さて，政府官僚が地方における青年団（体）に注目したのは，明治38年４月，日露戦時下の地方状況を視察した内相芳川顕正が，その結果をまとめて同年７月に発行した『時局の地方経営と内相の巡視談』においてであったとされるが，その後の政府の青年団（体）に対する施策の基本方針を決定付けたという点でとりわけ重要とされるのが，大正４年９月に発せられた，内務・文部両省訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」および同両省次官通牒「青年団体ニ関スル件」である。ここでは「抑々青年団体ハ青年修養ノ機関タリ」と規定され（通牒），「青年団体ノ組織」が「市町村ニ於ケル義務教育ヲ了ヘタルモノ若クハ之ト同年齢以上ノ者ヲ以テ組織シ其ノ最高年齢ハ二十年ヲ常例トスルコト」とされ，また「青年団体ノ指導者援助者」として「小学校長又ハ市町村長其ノ他名望アル者ノ中ニ就キ最モ適当ト認ムル者ヲシテ之ニ当ラシメ」ることとされた（訓令）〔熊谷編1943〕。

こうした事柄について規定したこれら訓令・通牒の意義・重要性については，

すでに先学により指摘されている。たとえば，平山和彦は次のように述べている。

この訓令と通牒の意図は次の諸点におかれていたとみなされるのである。つまり，訓令で青年団の本質を修養機関と規定することにより，広義には天皇制イデオロギーの注入を図ること。また，通牒で団員の最高年齢を20歳と限定することで，青年団を壮丁の予備教育機関として把握し，その意味で狭義には軍国主義の教化を図ること。そしてさらに，青年団のすべての事業目的を修養に向けることで青年団の非政治化を堅持し，土地の名望家を団長に推戴して青年団に対する強力な支配体制を企てたもの，といえる。そして，青年団の本質を修養機関として規定したこの基本方針は，その後青年団が一五年戦争下において「勤労奉公」のための，そしてさらには「高度国防国家建設」のための練成機関として，あるいはまた動員の対象として把握されるに至るまでの全期間を通じて一貫した指導方針とされたのであった〔平山　1988，第2部　p.23〕。

すなわち，青年団（体）を「修養機関」と規定したこれら訓令・通牒の意義・重要性とは，そのことにより，青年団（体）の非政治化を図るとともに，それを天皇制教育・軍国主義教育を行なうための，道徳教育・思想教育機関として位置づけたこと，そして大日本連合青年団という全国組織化を経て大日本青年団→大日本青少年団へと改組・改称→翼賛会（→国民義勇隊）傘下に組み込まれ，大日本学徒隊へと再編される過程を通じて継承されることとなる上記のような基本方針が，ここにおいて決定されたことにある(4)。

## 2．田澤義鋪の青年団論と「若者組＝青年団の母胎」論の「捏造」

### (1) 田澤義鋪の青年団論と「若者組＝青年団の母胎」論の発生

以上のような，天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関としての青年団（体）という政府官僚によるこれに関する位置づけに対して，青年団（体）が「自治的団体なること」を説き，このことにより，後年，関係者により「青年団の父」と仰がれるようになったのが，明治43年，25歳で静岡県安倍郡長に任ぜられ，「『村造りは人造り』の方針のもとに特に青年教育の振興を重視」して「自ら余暇を利用して直接郡内の補習学校・青年団の指導に当る」と同時に，青年団中央部商議員・大日本連合青年団創立準備委員長・同団理事などを

歴任，昭和９年11月から昭和11年４月にあっては，大日本連合青年団・日本青年館理事長の任にもあたった田澤義鋪である〔後藤編集兼発行者代表　1967〕。

しかし，上記のような田澤に対する評価にもかかわらず，田澤は，青年団（体）が「自治的団体なること」を説きながら，その所以を，その「歴史と伝統」に求めることにより，政府官僚により，天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として位置づけられた青年団（体）を，そのような視角から権威づける結果となったと考えられる。そしてまた，青年団（体）の「歴史と伝統」に関する田澤の主張も，上記のような主張を行なう過程において，田澤により「捏造」されたものであったと考えられる[5]。

田澤には，「青年団の存在が一般社会から重視せられる」ようになったことを喜ぶ一方で，こうした状況と裏腹の関係にある「青年団の不当なる利用と，誤れる指導意見の乱発」を「警戒」し，青年団の「経営者ないし指導者」に対してその「注意すべき点」を説いた『青年団の使命』（昭和５年）がある〔田澤　1930（1967），p. 280〕。本節では，同書における記述によりつつ，上記のような過程について明らかにする。

さて，『青年団の使命』において，田澤は，「これに関係しこれを指導しようとするならば，どうしても，その歴史の中に青年団の生命を探らなければならぬ」として，「わが国青年団の起源および沿革」について次のように述べている。

> わが国の青年団が徳川時代以前の青年の集団と同一物でないことはいうまでもないが，少なくとも，われわれは現時の青年団の前身として徳川時代の若者制度を有している。この若者制度の実体の上に，明治時代の青年団は築き上げられたといってさしつかえない。この伝統あればこそ，明治以後の青年団が，政府の命令ないし奨励を待たず（中略），また有力なる大人物の提唱発起もなく，全国至るところに成長発達することが出来たのである。またこの多年の習俗的基礎によりてこそ，法規の強制もなく，世俗的利益特権の代償もなく，幾分の盛衰は免れないとしても，つねに継続発達するゆえんを解することが出来るといわねばならぬ。従って私は日本の青年団の沿革をさかのぼれば，当然徳川時代の若者制度に至らなければならぬと確信する。／そして徳川時代の若者制度の起源はいずこにありやと問わるれば，（中略）おそらくわが大和民族とともに古いというべきであろう〔田澤　1930（1967），p. 282〕。

このように，田澤は，「日本の青年団の沿革」を「徳川時代の若者制度」に求め，さらに，その「起源」について，「わが大和民族とともに古い」と述べている。

「若者制度」の起源については，別のところで，「原始時代以来の民族的習俗の上に築きあげられ」たものであるとも述べているが〔田澤　1930（1967），p. 312〕，「わが国青年団の起源および沿革」についてこのように述べた上で，こうした「沿革に現われたるわが青年団の特色」として，以下の5点を挙げている〔田澤　1930（1967），p. 311〕。

① 自然に発達せる団体なること
② 自治的団体なること
③ 地方的単位を有しつつ国家的連絡を有すること
④ 青年期の社会生活の団体なること
⑤ その目的とせる修養は一般的なること

二つ目の項目として「自治的団体なること」が挙げられている。

青年団が「自治的団体」であるとは，具体的には，「政府や市町村の青年教育の機関ではない」ということである〔田澤　1930（1967），p. 312〕。田沢によれば，この青年団の「第二の特色は，第一の特色に関連して起こってくる」もので，「すなわち自然に発達せる団体であるから当然自治的団体であるのである」という〔同上〕。青年団が「自然に発達せる団体なること」とは，具体的には「創立者がない。（中略）それは原始時代以来の民族的習俗の上に築きあげられ，神社を中心とせるわが地方生活の中に，青年本来の欲求に基き，極めて自然に発達せるところの団体である。政府が命じて作らした行政の機関でもなく，学者や思想家が発起して作ったある主義，ある思想の特殊の団体でもない」ということである〔同上〕。

なぜ「自然に発達せる団体であるから当然自治的団体である」ということになるのか，ついに明らかにされることはなかったが，以上のような記述からは，田澤が，青年団が「自治的団体なること」（＝「政府や市町村の青年教育の機関ではない」こと）の所以を，「自然に発達せる団体なること」（＝「現時の青年団の前身として徳川時代の若者制度を有している」こと，さらには「わが大和民族とともに古い」，「原始時代以来の民族的習俗の上に築きあげられ，神社を中心とせるわが地方生活の中に，青年本来の欲求に基き，極めて自然に発達せるところの団体

である」こと）に求めていることが明らかである。

すなわち，田澤が，青年団が「自治的団体なること」を強調するため主張したのが，それが「わが大和民族とともに古」く，「原始時代以来の民族的習俗の上に築きあげられ」たのであるというその「起源」，「前身として徳川時代の若者制度を有している」というその「沿革」である。ここに，「若者組＝青年団の母胎」論の発生を見ることができるが，こうした主張が，政府官僚により天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として位置づけられた青年団（体）を，「歴史と伝統」〔田澤　1930（1967），p. 281〕という視角から権威づけてゆくこととなるのは明らかである。

(2)「捏造」された「史実」としての「若者組＝青年団の母胎」論

ところで，田澤が「若者組＝青年団の母胎」論を論証する際，その主たる論拠としてとりあげたのが，明治38年12月に発せられた文部省通牒「青年団ニ関スル件」である。田澤はこれに基き，「民間に古くより伝わり，明治の中年頃に新時代の精神に目覚めんとし，日露戦争に際して，大いに自覚し活躍したる青年団体の存在を認め，その重大なる意義を有するのを感じて，これを誘掖指導せんとしたのに他ならぬ。しかるにもかかわらず，この史実を無視して，わが青年団をも官制青年団とののしり，あたかも政府の命令によって，なんらの根拠なきところに作りたるがごとく考うるものがあるが，驚くべき誤謬だといわねばならぬ」（傍点筆者）と述べている〔田澤　1930（1967），pp. 300－301〕。

しかし，同通牒は「近来各地方ニ於テ風儀ノ矯正，智徳ノ啓発，体格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ幇助等ヲ目的トスル青年団体ノ設置ヲ見ルニ至レルハ通俗教育上ニ於テモ其ノ効果少カラサルコトヽ存候」としてこれに注目，「向後益々是等団体ヲ誘掖指導シテ一層有効ノモノタラシムルト同時ニ其施設ナキ地方ニ対シテハ之ヲ設置セシムル等十分御督励」したもので，若者組については，「旧来ノ慣例ニヨル若連中等ノ青年団体ニ対シ適宜指導ヲ加フルニ於テハ容易ニ通俗教育上著大ノ効果ヲ収メ得ヘキ儀存候ニ付御奨励ニ際シテハ特ニ此点ニモ御注意」を促しているに過ぎない。要するに，同通牒は，論理的に考えて，「若者組＝青年団の母胎」論の論拠となるものとは言うことはできないのである。

また，日露戦争後における国民統合策の一環として，天皇制教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として政府官僚が青年団（体）に注目したことについてはすでに述べたが，ここで政府官僚により注目されることとなった青年団（体）

とは，旧来の村落共同体的秩序による若者組とは異なる論理において，新たに結成されつつあった「地主的青年団体」〔宮地　1973，p. 56〕・「矯風組織」〔江守 1976，pp. 373－398〕としての青年団（体）であったのであり，その一方で，旧来の村落共同体的秩序による若者組はといえば，青年団（体）とともに天皇制教育を行なうための教育機関としてその強化が企てられた小学校教育を阻害・破壊する「弊風」として，批判の対象とされ続けていたのである[6]。すなわち，実態としても，「若者組＝青年団の母胎」論は成立しない。

さらにまた，田澤もこうした事態について，十分認識していた節がある。たとえば，第1節に見た大正4年訓令・通牒の「功績」について述べた部分では，これについて「都市以外においても，一般の趨勢におくれて，旧来の若者団体は自然消滅の形勢におちいり，しからざるも，新時代の青年団として，なんら価値なき状態にあって，いまだ新しい意味の青年団が生れなかった町村も，そうとうにあったらしいが，この訓令の結果，地方官憲の努力によって，青年団の創立をみたのが，かなり多かったらしい」（傍点筆者）と述べている〔田澤　1930（1967），p. 307〕。また，青年団が自治的団体であるという点について，青年団の「経営者ないし指導者の注意すべき点」について述べたくだりでは，「徳川時代の若者制度が，明治維新に際会して，時勢の置き去りを受けて廃頽著しかった場合に，地方教育家，篤志家の指導によって復活し，かつ日露戦争以後は，政府および地方官憲の指導奨励に待つところがかなり大きかった。地方によっては，（中略）指導者自からの職務上の義務として青年団を作り，青年団の名によって青年教育を行なうという如き状勢を現出した」（傍点筆者）と述べている〔田澤　1930（1967），p. 316〕。「地方官憲の努力によって，青年団の創立をみたのが，かなり多かったらしい」，「政府および地方官憲の指導奨励に待つところがかなり大きかった」，「指導者自からの職務上の義務として青年団を作」ったというのは，青年団（体）がまさしく「政府が命じて作らした行政の機関」，すなわち「官製（制）青年団」であるとの田澤の認識を示すものである。このように，田澤も「若者組＝青年団の母胎」論が成り立つものではないことを，十分に認識していたと考えられる。

このように，論理的にも，事実としても，「若者組＝青年団の母胎」論は成り立たず，さらには，田澤もこの点について十分認識していたと言うことができる。にも関わらず，田澤がそうした主張を行なう理由としては，青年団が「自治的団体なること」を「若者組＝青年団の母胎」論により強調し，このことにより，青

年団が「政府が命じて作らした行政の機関」「政府や市町村の青年教育の機関」＝天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関としての青年団（体）という政府官僚によるこれに対する位置づけを，意図的に隠蔽しようと企てたものと考えることもできるし，「自然に発達せる団体であるから当然自治的団体であるのである」という不明瞭な論理も，このような視角から理解することもできるかもしれない。

（註５）においても触れたように，田澤による「若者組＝青年団の母胎」論の「捏造」については，田澤が青年団が「自治的団体」であるという時の，その「自治」の概念や，大正4年訓令・通牒における陸軍・田中義一の介入に対する田澤の態度，社会運動・思想運動と青年団（体）との関わりについての田沢の態度といった事柄とも関連させて，なお検討を要する課題といえるが，いずれにせよ，田澤は，青年団が「自治的団体なること」を説きながら，その所以を，「原始時代以来の民族的習俗の上に築きあげられ」，「前身として徳川時代の若者制度を有している」という自ら「捏造」した「史実」〔田澤　1930（1967），p. 301〕，すなわち「若者組＝青年団の母胎」論に求めることにより，政府官僚により天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として位置づけられた青年団（体）を，「歴史と伝統」という側面から権威づける結果となったといえる。

「若者組＝青年団の母胎」論は，天皇制教育・軍国主義教育を行なうための，道徳教育・思想教育機関としての青年団（体）が，「歴史と伝統」という側面から権威づけられる過程において，田澤により「捏造」された「史実」であったのである。

### 3．『若者制度の研究』における「若者組＝教育機関」説の成立

昭和11年３月，大日本連合青年団より『若者制度の研究―若者条目を通じて見たる若者制度』が刊行された。同書は「大日本連合青年団創立10周年を記念して，日本青年館内に郷土資料陳列所が設けられ，併せて青年団発達資料展覧会を開催して，各地の遠隔資料の出品を求めたるとき，蒐集せられたる御条目，諸文書，記録，其他資料等を基にして編述せる」ものである〔下村編　1936，p. 1〕。

同書における主張は，畢竟，若者組が，「先づ当時の庶民階級の若者達に依って，いつの間にか自然とつくり上げられた殆んど唯一の相互教育組織であった」〔下村編　1936，p. 326〕，「当時の庶民階級が，その生活のうちに自ら編み出した，

誠に特色のある教育組織であった」ということである〔下村編　1936，p. 328〕。ここに，「若者組＝教育機関」説の成立を見ることができる。

また，「青年団の母胎となった往時の若者制度を研究し，其の内容を明らかにすることはやがて現在の青年団を真に知る所以ともなるのである」とあるように〔下村編　1936，p. 1〕，上記のような主張が，田澤により「捏造」された「若者組＝青年団の母胎」論に基き，これを所与の前提とすることによりなされていることが明らかである。「若者組＝青年団の母胎」論に関する主張は，「我が若者団体又は若者制度こそは云ふまでもなく現在の我国青年団の前身であり，その母胎を為すものであった。この母胎或は伝統的基礎があったが故に始めて，現在の如き隆々たる我が青年団の発達があるのである」〔下村編　1936，p. 1〕，「我国現在の青年団が，我国固有の美風たる往時の若連中の伝統的基礎の上に打ち建てられたものである」〔下村編　1936，p. 2〕というように繰り返されるが，これらにおいては，「若者組＝青年団の母胎」論に基づき，「現在の我国青年団の前身であり，その母胎を為すもの」ととらえられた若者組が，「我国固有の美風」「伝統」といった国家主義的な価値と結び付けられて論じられている。

このように見てくるならば，「若者組＝教育機関」説は，田澤により「捏造」された「若者組＝青年団の母胎」論に基き，これを所与の前提とすることにより，「我国固有の美風」「伝統」といった国家主義的な価値とも結び付きつつ，『若者制度の研究』において成立したということができる。そしてまた，「教育機関」としてとらえられた若者組が，「現在の我国青年団の前身であり，その母胎」とされることにより，天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として政府官僚により位置づけられた青年団（体）が，「我国固有の美風」「伝統」といった国家主義的な価値により権威づけられつつ，現にそのようなものとしてあることの正当性を獲得してゆくことになることもまた明らかである。

## 結語―「若者制度」の誕生

以上，本稿では，「若者組＝教育機関」説の形成・流通過程の一端について検討を加え，「若者組＝教育機関」説が，田澤義鋪により「捏造」された「若者組＝青年団の母胎」論に基づきながら，大正4年訓令により基本方針として方向づけられた天皇制教育・軍国主義教育を行なうための道徳教育・思想教育機関としての青年団（体）という政府官僚によるそれに対する位置づけを権威づけ，そのよう

なものとして現にあることの正当性を獲得してゆく過程において形成されてきたものであることを明らかにした。「若者組＝教育機関」説とは，『若者制度の研究』において，若者組が，田澤により「捏造」された「若者組＝青年団の母胎」論に基づきながら，これを所与の前提として，また，「我国固有の美風」「伝統」といった国家主義的な価値とも結び付けて論じられることにより，成立したものなのである。

さて，本稿冒頭においても述べたように，若者組は，近世後期から明治期を通じて，為政者（幕藩権力・明治政府・府県等）により禁止・解散が命じられ，あるいは民間知識人により悪習・弊風として批判の対象とされる存在であった。しかし，批判の対象としての若者組は，『若者制度の研究』において，田澤により「捏造」された「若者組＝青年団の母胎」論をテコとして，「我国固有の美風」「伝統」へと昇華されることとなっていた。若者組をとらえる視角が，「悪習」・「弊風」から「美風」「伝統」へと180度逆転したわけである。

岩本通弥によれば〔岩本　1998〕，「『民俗』という語は，明治７年，明治新政府が国史編集に基づき各府県に府県史編纂を命じたなかで，『政治部民俗篇』として登場してくる」「政治用語」であり，それは「教化すべき対象」を指示するものであった。ところが昭和になると，それは，「国民性の発露」へとその「評価や価値が逆転」し，「国体の本義」へと高められて行く。すなわち，「『民俗』に対する視線が，『淫猥』『陋弊』『軽浮』から，単に『古風』『旧俗』」と認識されたのみならず，「『質朴』『醇厚』『美風』『伝統』といった価値・イデオロギーが付加され，（中略）『伝統』は変化しない安定的で醇厚質朴なもの，それに対し『近代』はそれを喪失・疎外させるものという構図の下で，『伝統』はさらに変化させてはならない国体と結びつき，またそれを体現した『民俗』も，変化しにくい『伝統』（醇風美俗）と位置づけられていく」のであった。

岩本によれば，政府の「民俗」に対するこのような視線の「逆転」は，地方改良運動に由来するものであるが，こうした「民俗」に対する視線の「逆転」過程は，若者組についてもあてはまる。すなわち，「若者制度」とは，かつて批判の対象として立ち現われた若者組を，「若者組＝青年団の母胎」論と「若者組＝教育機関」説に基づきながら，「我国固有の美風」「伝統」へとその価値を「逆転」させ，そのようなものとして定位してゆくための「政治用語」であったと考えることができるのである。そして再び翻って今度は，「我国青年団の前身であり，その母胎

を為すもの」,「誠に特色のある教育組織」,「我国固有の美風」「伝統」としてたちあらわれた若者組という価値—すなわち,「若者制度」という「政治用語」により象徴されるところの価値が,軍国主義・天皇制教育を行なうための道徳教育・思想教育機関として政府官僚により位置づけられた青年団(体)を,前より増して権威づけ,現にそのようなものとしてあることを正当化してゆくことになると考えられるのである(7)。

筆者は,本稿冒頭において,今日までの間に,この「若者組=教育機関」説が形成・流通してきていることの例として,『日本近代教育百年史』の第7巻(社会教育1)における「若者組」に関する記述をとりあげた。すでに述べたように,同書では,序章「前史—幕藩体制下の庶民教化」の第2節「社会教化の対象と施設および組織」,その第2項において「若者のための施設と組織」として「若者組」について触れていた。若者組を,青年に対する社会教育「前史」という視角からとらえることにより,教育機関であると論じているわけである。このような視角による若者組に関する議論が,「捏造」された「若者組=青年団の母胎」論の無批判な継承によるものであることは明らかである。

筆者は,かつての村落社会において,若者組が「教育機関」として存在していたという理解の仕方そのものを否定しようとするものではない。むしろ,若者組のそのような役割・機能を高く評価したいと考えている。だが,それは,資史料に基き実証的に追究されなければならない課題であろうし〔高橋 1978〕,若者組と青年団(体)との関係に関する研究についても,これと同様であると考えている〔岩田 1996〕〔江守 1976〕〔熊谷編 1943〕〔佐藤 1970〕〔島本 1955, 1960〕〔宮地 1973〕。

## 註

(1) ただし概念としての「若者組」と「若者制度」とはその成り立ちを異にしており,前者が柳田国男による造語であって〔柳田 1931〕,主として民俗学研究者により継承・使用されてきた民俗学における「学術用語」であるのに対し,後者は大正末年頃から使用され始め〔中山 1926〕〔中山 1930〕,主として官製青年団(運動)指導者層により継承されてきた,いうなれば「政治用語」であると言ってよい。「若者制度」を「政治用語」と述べる理由については,本稿結語において触れるが,筆者がここで,かなりまわりくどい言い回しにより「若者制度」を「若者組」と言い換えたのは,第一に,「若者制度」という概念の「政治用語」としての成り立ちを明らかにすることこそが,

本稿の眼目であり，その意味で，若い衆・若連中・若者中・若勢・若者契約・二歳中等の男子青年集団一般に対して「若者制度」という語彙により総称するには不都合があること，第二には，「学術用語」としての「若者組」は，今日にいたるまでの間にそのようなものとしての概念規定が試みられてきており，本来ならば，そうした規定を踏まえた上で，これを使用せねばならないものであるにも関わらず，本稿ではこうした経緯を不問としつつ，上記のような青年集団一般について「若者組」という語彙を充てるからである。なお，「若者組」を使用するのは，この語彙が広く一般にも流通して使用されていると考えるためである。

（2） 若者組を研究対象としていち早くとりあげたのは，民俗学である。民俗学は，まず第一には婚姻史研究の立場から〔柳田　1929〕〔有賀　1935〕，第二には，いわゆる教育習俗（＝「しつけ」）研究の立場から〔宮本　1943〕，これに注目した。民俗学におけるこのような若者組研究の視角は，昭和30年代半ば，それまでの民俗学研究の集大成として刊行された『日本民俗学大系』（全13巻）において確立したが〔大間知　1958〕〔大間知　1959〕〔関　1958〕〔平山　1959〕，以降，こうした研究視角は，文化人類学・教育学等，隣接諸領域における若者組研究との相互参照的な関係において継承されてきたものと考えられる〔太田　1990〕〔大林　1986〕〔小林　1963〕〔田嶋　1977〕〔森茂1980〕〔吉田1955〕。

（3） 以上における本節の記述は〔宮地　1973〕による。

（4） 大江志乃夫は〔大江　1974，p. 366〕，この訓令・通牒の意義が，青年団（体）が「ほぼこの訓令を境として，完全に官製の精神修養団体，いわば上からの道徳教育・思想教育団体化し，軍の教育要求のもとに忠実に編成がえされてしまった」ことにあったと述べている。大江のいう「軍の教育要求」とは，「軍人勅諭を中心とする犠牲と規律，服従と協同・忍耐等の精神教育を中心としつつ，これに体力と銃器の扱いを加えるという，徹底した精神教育中心のもの」であり，また「このことは，青年会の会員が地域におけるさまざまの公益・公共事業に関与していくなかで，未丁年の青年が早期に政治的意識にめざめたりしないためにも有効であった」という〔同上，p.364〕。

（5） 〔エリック・ホブズボウム，テレンス・レンジャー編（前川・梶原他訳）1992〕を参照しつつ，invention の訳語として「捏造」を想定したものである。invention の訳語としては，他に「創出」「創造」等を考えることができるが〔前川　1992，p. 487〕，本稿では，「創出」や「創造」に比し，より「創られた」「想像された」という語感を有するものとして，「捏造」を使用する。ただし，後にも触れるように，田澤による「若者組＝青年団の母胎」論の「捏造」が，字義通りの「捏造」―故意の「こじつけ」「でっちあげ」であったのか，あるいは同時代的な歴史観が田澤により提示されたにすぎなかったのか，現段階では断言できず，今後の検討課題としたい。

（6） たとえば，群馬県では日露戦争の開始とともに「未婚ノ少年ト称シ団体ヲ組織スルヲ得サルコト」と若者組が禁止され，大正２年に青年会の設立が通牒された〔宮地　1973，pp. 57－60〕。

（7） 昭和７年９月，後藤理事長告諭「非常時に処すべき青年団の態度」とともに発行され

た「青年団時局対策」においては，「単位青年団の施設に関する希望事項」として「漁村部落に於ける宿の復活並その修養的意義の発揮」が挙げられてさえいる〔熊谷編 1943，p. 354〕。

## 参考文献


・有賀喜左衛門　1935 「若者仲間と婚姻」『社会経済史学』4-11・12，5-1・2
・岩田重則　1996 『ムラの若者・くにの若者―民俗と国民統合』未来社
・岩本通弥　1998 「『民俗』を対象とするから民俗学なのか―なぜ民俗学は『近代』を扱えなくなってしまったのか」『日本民俗学』215
・江守五夫　1976 『日本村落社会の構造』弘文堂
・エリック・ホブズボウム，テレンス・レンジャー編（前川啓治・梶原景昭他訳）　1992 『創られた伝統』紀伊国屋書店
・大江志乃夫　1974 『国民教育と軍隊―日本軍国教育政策の成立と展開』新日本出版社
・太田尭　1990 『教育とは何か』岩波新書
・大林太良　1986 「しつけの伝統と近代教育」谷川健一著者代表『現代と民俗―伝統の変容と再生』（『日本民俗文化大系』第12巻）小学館
・大間知篤三　1958 「婚姻」大間知他編『社会と民俗Ⅰ』（『日本民俗学大系』第3巻）平凡社
・大間知篤三　1959 「婚礼」大間知他編『社会と民俗Ⅱ』（『日本民俗学大系』第4巻）平凡社
・熊谷辰治郎編　1943 『大日本青年団史』財団法人日本青年館
・国立教育研究所編　1974 『日本近代教育百年史』財団法人教育研究振興会
・後藤編集兼発行者代表　1967 『田澤義鋪選集』財団法人田澤義鋪記念会
・小林文人　1963 「年齢階梯組織とその教育的機能」『九州大学教育学部比較教育文化研究施設紀要』11
・佐藤守　1970 『近代日本青年集団史研究』御茶の水書房
・島本彦次郎　1955 「渥美半島における寝宿の習俗（上）」愛知大学『綜合郷土研究所紀要』2
・島本彦次郎　1960 「渥美半島における寝宿の習俗（下）―部落構造と寝宿の機能」愛知大学『綜合郷土研究所紀要』6
・下村虎六郎編　1936 『若者制度の研究―若者条目を通じて見たる若者制度』大日本連合青年団
・関敬吾　1958 「年齢集団」大間知他編『社会と民俗Ⅰ』（『日本民俗学大系』第3巻）平凡社
・高橋敏　1978 『日本民衆教育史研究』未来社
・田澤義鋪　1930（1967）『青年団の使命』（〔後藤編集兼発行者代表　1967〕所収）
・田嶋一　1977 「若者組と青年期教育」『教育学研究』44-2
・中山太郎　1926 「若者制度の研究」『民族』1-4

・中山太郎　1930 『日本若者史』
・平山和彦　1988 『合本青年集団史研究序説』新泉社
・平山敏治郎　1959 「教育と修業」大間知他編『社会と民俗Ⅱ』(『日本民俗学大系』第4巻) 平凡社
・古川貞雄　1986 『村の遊び日―休日と若者組の社会史』平凡社
・前川啓治　1992 「訳者あとがき」エリック・ホブズボウム，テレンス・レンジャー編（前川・梶原他訳)『創られた伝統』紀伊国屋書店
・宮地正人　1973 『日露戦後政治史の研究―帝国主義形成期の都市と農村―』東京大学出版会宮本常一　1943 『家郷の訓』三国書房
・森茂岳雄　1980 「教育と民俗学―その課題と領域」『民俗学評論』18・19合併号
・安丸良夫　1986 「『近代化』の思想と民俗」谷川健一編『風土と文化―日本列島の位相』(日本民俗文化大系　第1巻) 小学館
・柳田国男　1931 『明治大正史世相編』
・柳田国男　1929 「聟入考―歴史対民俗学」『三宅博士古希祝賀記念論文集』
・吉田禎吾　1955 「青年集団の文化人類学的考察」牛島義友編『社会と職業生活』(『青年心理学講座』第4巻) 金子書房